

「惣村」の展開と土地利用

——得珍保今堀郷の歴史地理学的モノグラフとして——

吉 田 敏 弘

一 はじめに

中世村落の一典型として、「惣村」は既に半世紀にわたる研究史を有している。^① その中で、研究視角こそ様々に推移してきたが、「惣村」が近世村落の原型を為し、「村落共同体」的性格を濃厚に有しているということは、その評価の如何にかかわらず、事実認識という点で広く一致を見るに至った。^② こうした認識をふまえて、水津一郎は、「惣村制の成立」を「郷から集落レベルへの基礎地域の緊縮」と評価し、景観的には「集村化現象」がこれに対応すると展望している。^③

しかし「惣村」が歴史地理学的に研究される事は従来余りに少なく、「集村化現象」にしても、集落形態のみが取上げられ、生活空間全体を把握する試みに乏しい。^④ また近世村落の歴史地理学

的研究の側からしても、藩政村の生活空間の強固なまとまりが語られこそすれ、興味はむしろそのまとまりが稀薄なフィールドに集中し、藩政村のまとまり自体がいつ、いかなる過程を経て形成されたのかを問いかけることを怠ってきたのではなからうか。従って、村落史或いは「歴史的地域」の変遷史上重要な画期をなす「惣村」について、実証的な事例をもとにしてその意義を論ずることは、未だ可能な段階に至っていないように思われる。

小稿は、右のような問題意識の下に、「惣村」の形成展開期において、「集落レベル」の生活空間が領主からいかに把握されていたか、また実質的にいかなるまとまりをなしていたかを検討することに課題を求めている。後者の課題に対しては、土地利用の観点を導入し、集落形態もその中で位置付けようと試みた。

フィールドに取上げた得珍保今堀郷は「惣村」の典型として夙

に名高く、史料的にも「今堀日吉神社文書」^⑥をはじめとする地方文書類に恵まれている。中世史学における研究の蓄積も、筆者の拙い検討を導く好適な土台を提供してくれるであろう。

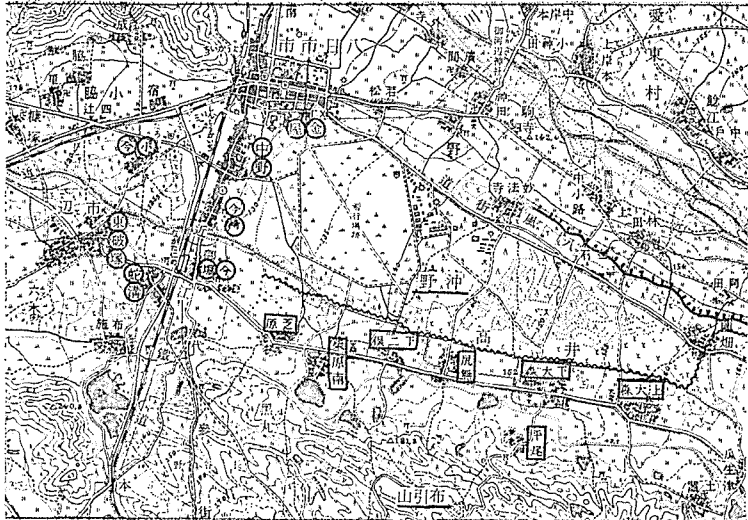
- ① 牧野信之助「中世末期に於ける村落結合」『武家時代社会の研究』一九二二所収、などをその端緒と認めうる。
- ② 石田善人「郷村制の形成」(岩波講座『日本歴史』八、一九六三所収)によって、これらの認識が整理された。近くは、永原慶二「中世後期の村落共同体」(『日本古代中世史の地方的展開』一九七三所収)においても基本的理解では変わっていない。
- ③ 『社会集団の生活空間』一九六九。
- ④ その中であって、村落を「集落と耕地の統一」と捉え、中世・近世を一貫して研究した、木村健・高島緑雄編『耕地と集落の歴史』一九六九、は、「惣村」の事例というわけではないが、貴重な報告の一つである。
- ⑤ 山澄元「近世・明治初期における歴史的領域」『人文地理』十七卷一号、一九六五所収。同「近世『郷』の歴史地理学的意義」(織田武雄先『人文地理学論叢』一九七一所収)。
- ⑥ 小稿では、同志社大学『文化史学』『社会科学』に連載されている、仲村研の読みに従った。以下では、「今堀文書」と略し、同連載本に付された通し番号で表示する。なお昨年刊行された中村直勝監修『今堀日吉神社文書』一九七六、は不完全・不正確であり、刊本としては、仲村氏によって未整理文書、周辺諸村の地方文書をも収録したより完璧なものが出版される予定である。
- ⑦ 今堀郷の研究史に関しては、仲村研「近江国得珍保今堀郷研究の成果と課題」『社会科学』二〇号、一九七六所収、にゆずる。

二 荘園村落としての今堀郷

① 得珍保内における「郷」の性格

近江国蒲生郡得珍保は山門領、東塔東谷仏頂尾衆徒等の管領に①なる広大な一円領荘園であった。史料上の初見は弘安七(一二八四)年、立保はこれより早い②が、その詳しい年代は明らかではない。保域は図1に示したように、愛知川左岸の旧期扇状地面(八日市台地)④の一面、八日市の南から布引山地山麓部にわたって長く拡がっていたと考えられる。保域は、東部の「田方」、西部の「野方」に大きく二分され、さらに各々「上四郷」「下四郷」と呼ばれたように、それぞれ四つの「郷」から成っていた⑦。とりわけ二つの「方」は、山門にとって重要な支配単元をなしていたが、この設定は、当保の立保・開発の状況と密接な関連を有している。八日市台地は「蒲生野」とも称された⑧。今日でこそ一面の美田地帯となっているが、元来水に乏しい段丘面であるため、水田開発は遅れ、古代においては原野がいまだ一面を覆っていたと見られる。もとより条里制遺構も見られず「蒲生野」の大規模な開発は、荘園制的領域支配の実現と無関係たり得ない⑩。近世における「蒲生野」の主要用水路は「狛井」と「高井」であったが、前者はかつて守護佐々木氏が館を営んだ小腸郷を、後者は旧得珍保を

図1 得珍保故地とその周辺（縮尺1：50,000× $\frac{1}{2}$ ）



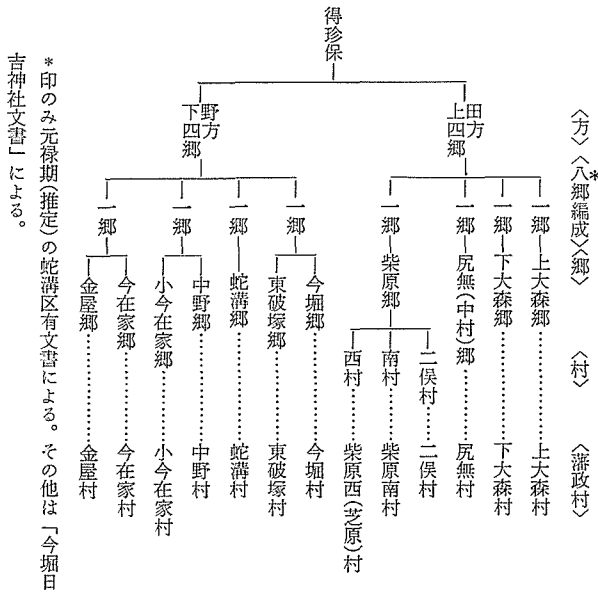
- | | | | |
|---|-------------|-------|------------|
| ○ | 得珍保野方に属する集落 | —— | 得珍保内の入会林野名 |
| □ | 得珍保田方に属する集落 | ~~~~~ | 明瞭な段丘崖 |

潤すものであり、ともに中世的領域と不可分の関連を有していたのである。正慶元（一三三二）年、僧徳鎮の開基を伝える保内尻無の妙応寺の由緒記には「開教百畝田園、扱愛知川流疎通水脈、鑿壞田害、以備大堂山僧供弁營」とあり、高井開発が山門の手によっていることを暗示している。

仲村研は当保が「牧の荘園化」したものと理解している。山門の牧地占定によって立保した得珍保は、水便の關係で先ず島地開発が先行したと思われ、続いて高井を段丘面上へと導くことによって保域の東半分の水田化を推進したのである。こうして早い時期に水田化を見た東部と、島地のみで構成される西部とに保域が二分され、田方・野方の二「方」が設定されたのである。このうち野方でも南部は田方の余水を請けて水田化を試みてゆくが、北部は遅くまで水田化にとり残され、ポンプ揚水機が導入された大正期に至ってようやく水田化が着手されるのである。

こうして成立した得珍保であるから、「方」の下部单元たる「郷」が、いわゆる古代「郷」の如きものではなく、自ら中世的性格を備えていたことは言うまでもないであろう。ただ表1に示したように、野方において「郷」は七つを数え、「下四郷」の称と一致しない。近世元禄期には表示したような四郷編成が想定されているが、この編成原理も明らかではない。いずれにせよ、野

表1 得珍保の構成



方では四郷編成と同時に、「郷」と称される七つの実体が存したわけであり、ここでは七郷を「郷」に取上げることにし、四郷編成の問題は保留したい。

ところで当地方の集落は大むね塊村形態を呈し、それを核とする生活空間は近世藩政村に一致する。旧保内においても例外ではなく、十四の集落中、平尾が親村である下大森村に属したほかは、

いずれも独立した藩政村を形成していた。今、この藩政村と「郷」の関係を見れば、田方柴原郷を除き、いずれもが一對一に対応し、郷名が村名に継承されている。従って、保内「郷」の大半は、のちの藩政村の母胎をなすような「集落レベル」の生活空間のまつまりであったと称せよう。柴原郷からは三藩政村が生まれているが、これらの母胎となる「集落レベル」の生活空間も中世後期には既に成立しており、当時は「郷」のさらに下部單元たる「村」の名で呼ばれていた。② 当時柴原郷三「村」は、南村玉緒神社を氏神として結合を遂げており、この点からすれば「郷」は第一義的に各郷社毎の氏子圏の拡がりに対応し、その祭祀を基盤とした結合単位であったと見做せよう。

これら「郷」の秩序は、早く十四世紀前葉に確認できる。

- 今堀 大 今在家 一段 又太郎
- 今在家 半 今在家 一段ワク 中野 又太郎
- 今在家 大井分 今在家 三郎次郎
- 已上四段内 三段借屋免 一段御神楽
- 右任御書下旨、郷々支配如件、
- 建武式乙亥年十一月十日

公文助近
 図師為景(花押)②

ここに書上げられた五筆の耕地は、二十二年後の延文二（一三三七）年の「いまほりのしんでん」の注文に一致する故、今堀神田の書上げと考えて差支えない。ここで今堀・蛇溝・中野・小今在家・今在家等はいずれも、土地と農民を包括する村落、そのものとなっており、「郷々」と呼ばれている。又、こうした祭祀料免田の書上げを、保内両沙汰人が「郷」へ発行していることは、當時すでに「郷」が祭祀行事の主体として機能していることをうかがわせるものである。蛇溝では、宮座の頭差帳が少なくとも永仁五（一二九七）年まで遡り、十三世紀後半から十四世紀初頭にかけて宮座が確立整備されてきたことが確認されている。今堀では宮座の整備は十四世紀後半の段階で確認され、蛇溝と比べ、約一世紀遅れるが、宮座の整備確立自体が、とうてい短期にしてなされ得たとは考えられない性格のことであり、保内諸郷の宮座は十三世紀後半から十四世紀前半にかけて徐々に達成されていったものと推定できよう。

しかも今堀では宮座の確立と同時に「惣」の呼称が用いられるようになっている。初見は至徳元（一三八四）年であり、「今堀神島」の売却主体として現われる。^⑤「惣」はもとより宮座を指す言葉であるが、その名称は、応永十（一四〇三）年「座公事置手状」^⑦に見られるように、「マウト」等の身分であっても座公事さ

え負担すれば座序に差をつけられながらも入座の資格が得られるという状況、即ち広汎な郷民的組織としての宮座の在り方が前提となっている。当初祭祀料免田として郷社へ給された神島が、「惣」によって売却されたり、逆に永徳元（一三八二）年には「今堀郷社」が田地買得を行なっていることは、いずれも神田島が共有耕地として、宮座「惣」の経済基盤化していることを物語り、これら共有耕地は以後急速に拡大してゆく。そしてこれらの基盤の上に立って、「惣」は、当初の祭祀機能を拡充して、次第に共同的諸関係をとり結び、或いは農業生産上、或いは商業活動上で強固な結合を果たしてゆくのである。「惣」の名は蛇溝・中野・今在家の諸郷で確認されるほか、柴原郷においても、共同体的諸関係は「郷」レベルで結ばれ、「村」レベルでは達成されていない。^⑧

② 嘉吉検注と今堀郷

上掲の建武の神田注文の結びの文言「郷々支配如件」は、当時保内両沙汰人が「郷」を把握し、支配單元としていたようなびびきをもっている。しかしこの十四世紀中葉の段階では、山門はいまだ「名」支配を指向しており、山門自体が「郷」を強力に把握していたかどうかは疑わしい。ただ「郷」が惣結合を遂げ自律性を強化してゆくにつれて、「名」支配が貫徹しなくなり、やがて、「郷」単位の支配が実現する、という丸山の見通しは妥当である

う。とすれば、この移行の時期はいつであろうか。

山門の発した下知状等に「郷」が初見するのは嘉吉二（一四四二）年である。

先度仏田佗事致披露之処、於如法経内者、蛇溝・今堀・柴原郷・中村郷各老段宛都合四反内、図師帳内式反、中村帳内式反可除之旨、依衆議執達如件

嘉吉貳年十一月廿一日

得珍保図師一揆中^⑤

学頭代

学頭代が、保内如法経行事用の免田を四郷から各一反ずつ定めよと沙汰人に下知したこの史料において、「郷」はすでに一定の領域単元として山門に把握されていたことが明らかである。ところで、ここに見える「図師帳」「中村帳」は保内の土地台帳であり、同年に施行された「嘉吉検注」^⑥によって作成されたものを指していると考えてよからう。「今堀文書」にもこの検注帳の一部が伝えられており、丸山がこれらを分析しているが、筆者もこの検注において今堀郷がいかに把握されていたのかを検討しておきたい。

「今堀文書」中に残る嘉吉二年の土地帳簿は次の三点である。

A帳「得珍保野方算田目録」^⑦（九月十七・二十日）

B帳「得珍保野方算田取帳」^⑧（九月十八日）

C帳「得珍保野方下保今堀郷十禰師田坪付」^⑨（十月十九日）

このうち、C帳はA B両帳中の今堀惣有田を抜粋したもので、性格が異なるが、A B帳は日付も連続し、形式記載も全く一致するので、同一検注を二帳に分割したものと考えられる。その記載様式は「三百歩 兵衛三郎」と、一筆毎の地積と請負人名のみが記され、貢納額等は一切帳付けされていないのが特徴である。^⑩

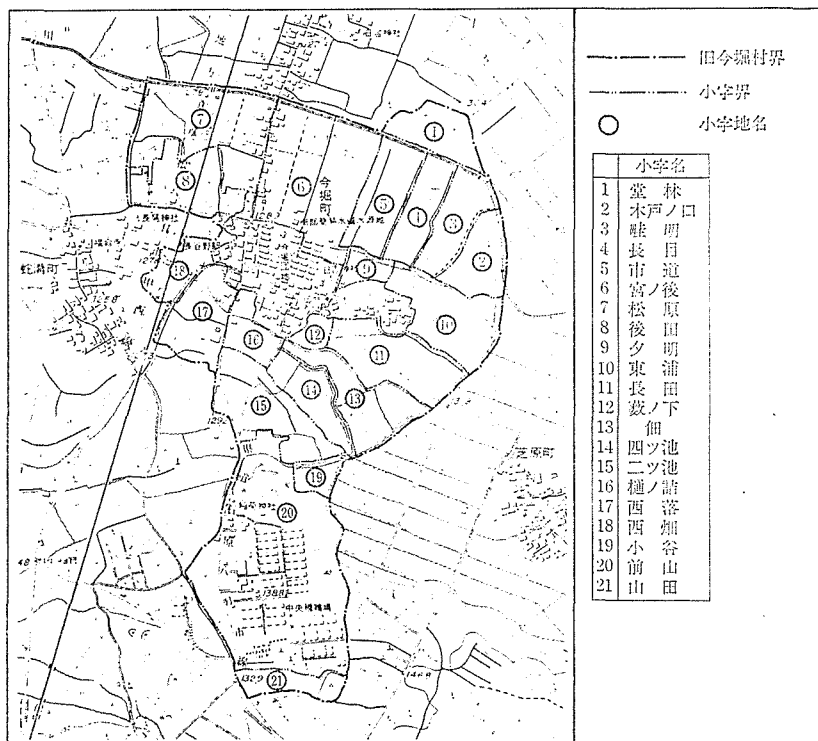
ところでA B帳は冒頭にいずれも「今堀」と記され、以下のリストが野方のうちでも今堀分であることを示している。しかも請負人には他郷住民も多く、今堀分が属人的ではなく属地的、即ち「今堀郷領域分」の意であることは明らかである。さらに、各筆の所在地は全く記載されていないが、A帳十七日の検注の第一筆目は「大北井川^⑪道」と記され、検注の起点を示している。また同日四十六筆目で「一坪南」へ移り、検注最終日の二十日分には「平子谷ヨリ取上カル時也、カキノソエ」^⑫と付記され、ほぼ終点の位置を示している。即ち検注は今堀郷内の東南部を北から南へと一定の順序に従ってなされたのであり、後述するように、この地区は郷内でも早く水田化が達成された地区である。ここには「佃」^⑬も含まれており、筆者もA B帳が今堀郷内の水田の算用であったと考えたい。^⑭なおこれに対する郷内畠地部分の検注帳とおぼしき

断簡も二通残っている^⑧。

以上の検討によって、嘉吉検注が、得珍保野方全域を対象として施行されたものとしても、実際の施行にあたっては、その下の「郷」が単位となっており、郷内を一定の順序でまわってゆくような、近世検地に類似した属地的な検注であったことを推定できよう。そして、その帳簿も「郷」毎にまとめられた公算が高い。ここには「名」も「番」も見られず、専ら、「郷」が領域的支配単元として前面に押出されている。逆に言えば、この嘉吉検注自体、こうした「郷」を行政的に把握し、それを領域的支配単元化するための検注であったと評価できるのである。なお、同年十月五日には、高ヶ谷の新田二反六十分が「壇光房名」に編入されているが、これは山門僧の給名であり、「名体制」とは異質である。

嘉吉検注から約二十年を経た寛正一（一四六一）年には、図師が「今堀郷村人」に年貢未進分の「切米」八百余石の返済を迫ったが、こうした動きは次第に地下請へと発展する可能性を秘めている。山門の「郷」支配指向は、このように十五世紀中葉に晶

図2(a) 近世今堀村城と小字名 (1:10,000×1/2)



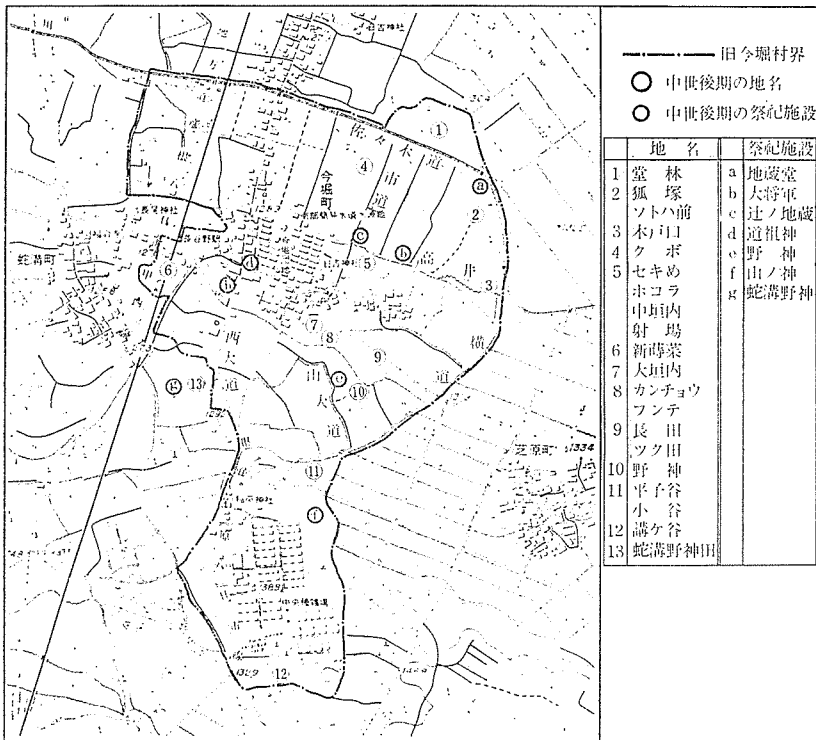
「惣村」の展開と土地利用（吉田）

出しており、嘉吉検注はその最終的画期をなしたものと考えられる。「名」体制の崩壊が進行する十四世紀末に惣結合を遂げた今堀郷は、次第に把握を強化され、十五世紀中葉に至って「行政村的性格」を付加されることになったのである。

この「行政村的性格」の重要な側面として「郷」域の画定がある。右のような嘉吉検注の方針からすれば、「郷」域は明瞭に帳付けされ、客観的規準を具備することになる。即ち、今堀郷域は検注帳今堀分に登録された全耕地の集合体として存在し、登録されない耕地は、今堀郷に属さないという規準である。

こうして画定された今堀郷域がそのまま近世今堀村域に継承されたことも明らかであろう。今堀では天正十一・十二（一五八三・四）年検地において「村切り」が行なわれたことが確実であるが、十二年検地に際して今堀の百姓等が差上げた起請文前書の第一条に「一、こほりさかへ、庄さかい、郷さかいをまきらかし申間敷事」とあって、郡庄郷境が旧来の慣例によっている事が判明する。この「郷」は野

図2(b) 中世後期今堀郷の地名復原図（1：10,000×約）



方においては、すべて藩政村レベルに設定されていたのであり、

近世的村境の秩序が早く嘉吉検注によって画定されていたと考えられよう。近世今堀村の境域と小字名は、図2に示した。中世後期における地名も同時に比定してある。蛇溝との境界が不明瞭で、複雑となっているが、十六世紀には両郷の空間的秩序が確立しており、後述するように両郷の水利相論は、それを前提としなければ理解できない。なおこうして画定された今堀郷の境域が、神社を中心とする半径五百メートルの円に近似することは興味深い。

- ① 正安三(三〇)年「延暦寺東谷仏頂尾衆徒等勤状」(今堀文書二号)。
- ② 文亀二(五〇)年「諸封領配当之図」(八日市市建部日吉神社蔵)では、保域が、山門領の他、六角殿領・百濟寺領・法性寺領などに分割されており、今後の検討を要するが、元來得珍保全域が山門一円領であったことは疑えない。

- ③ 「山門衆議仰書」(今堀文書一)号。
- ④ 国土庁土地局『土地分類図(滋賀県)』一九七五、(地形分類担当小林健太郎)による。

- ⑤ 保域は近世以降も「保内郷」域として継承されている。仲村研「近江国得珍保今堀郷の村掟」『竹田陽州博士還暦記念 日本宗教の歴史と民俗』一九七六所収、参照。

- ⑥ 「今堀文書」中で「方」の主な用例を摘出すれば次の通り。「野方・田方名主百姓等」(年未詳、四二号)、「野方畠成田新開」(永和四(三三)年、二三号)、「野方新開代官職」(年未詳、二五号)。

- ⑦ 用例等は仲村同上⑥に詳しい。

- ⑧ 後述するように、嘉吉検注も、田方・野方を単位として施行されて

いる。

- ⑨ 小牧実繁「野の開発」『田中秀作教授古稀記念地理学論文集』一九五九所収。なお小牧はこの地形面を洪積台地としており、訂正の必要がある。

- ⑩ もとより小規模な開発が徐々に行なわれていた事を否定するものではない。保内に西接する布施村には、神社の神体となっている後期円墳や、『梁塵秘抄』に詠われた布施の大溜池などが存在し、或る程度古い開発がなされていた形跡もある。

- ⑪ 狛井は近世後期に西へ延長され、井郷も増加したと云う(愛知川沿岸土地改良区の開取による)が、元來は小脇郷までを灌漑しており、「小脇井」とも呼ばれていた(八日市市中野共有文書)。

- ⑫ 近世以降、近年「井組」が解体するまで、井郷は保内芝原村までであり、今堀・蛇溝・東破塚三村は正式な「井郷」ではなかった(八日市市今代町安村家文書)。

- ⑬ 「重修明王寺本尊記」『蒲生郡志』巻七、一九二三所収。

- ⑭ 「今堀日吉神社の村掟」『歴史公論』五、一九七六所収。

- ⑮ 高井は八日市市御園町付近で段丘崖を数段に分ち、段丘崖を伝わせながら段丘面上へ引水している。同様の工法は対岸の「愛知井」にも用いられている。中野栄夫「近江国愛智郡故地における開発と灌漑」『地方史研究』一八八号、一九七五所収、参照。

- ⑯ 今堀・蛇溝両郷において、水田化は早くから指向されていた。同上⑥の「野方畠成田新開」はこれら両郷における畠地の水田化を指し、こうした動向に対処して、山門は両郷に「野方新開代官」を設置したのである。仲村研「中世における近江国得珍保今堀郷の農業」『農業経済研究』第四八巻四号、一九七七所収、参照。

- ⑰ 中野・金屋・今在家・小今在家などでは、近世初頭より水田化の代わりに商品作物(茶・煙草)の導入を行ない、商業的農業を営んでいた。河井勇之助「近世初期の商業的農業経営」『史学研究』第五集、

貢納額が登録され、好対照を為している。

④ A帳で五名、B帳で十名(うち「蛇溝惣」を含む)を数える。全体との比率は左程大きくないが、絶対数を問題としたい。

④ 後掲図4に比定しておいた。

④ 「平子谷」は字小谷を指すものと考えられる。「カキ」は山麓の鹿垣であろう。後述するように、検注の十一年後の享徳三(翌)年の年号をもつ「鹿々垣日記」(今堀文書「二五九号」)が存するが、これは旧来の鹿垣を修理・延長した際の日記であろう。

④ A帳四十七〜五十二筆までの六筆六反が「佃」と添記されているほか、B帳末尾に「此外ツク田五反三分」とある。

④ 丸山はこれを名田に対する「散田」部分の帳簿と考えた(同上④論文)が、仲村(近江国得珍保今堀郷研究の成果と課題『社会科学』二〇、一九七六所収)はこれを批判して、「十禅師田を含む田地部分」と推定した。

④ 「算田帳断簡」(今堀文書「五七一号」)、「算田帳断簡」(同五七六号)の二通である。両断簡の筆跡は同一で(仲村氏の御教示による)、同時期同一帳簿の断簡と考えられるが、④記載形式がA・B帳に類似し、一切貢納額が記されていないこと、④登録人名をA・B帳と対比して計十三名が一致し、さらにこの時期に特徴的な「元邦」「布施禅壇庵」「布施今西殿」等がともに現われていること、二点から、両断簡が嘉吉検注によるものと推定され、さらに④両断簡には、各筆毎に「新開」「免井分」「不五十分」等の添書をもつものが多く、「畠田」の類が含まれていること、から、これが畠田も含めた畠地部分の帳簿と推定される。丸山(同上④)の注目した文安四(翌)年の「嘉吉二年算田新開」(山門衆議下知状案)、「今堀文書」二四号)は、A・B帳中の耕地ではなくこれら両断簡のような畠地帳簿中に「新開」と指定された耕地を指しているのではあるまいか。

④ 十五世紀前半は、高野山領・東大寺領等々、全国的に荘園制下最後

の検注が施行され、鎌倉末以降の在地構造の変化の再把握が領主によって企てられた時期であったと云われている(岸原純夫「村落と土豪」『講座日本史三』一九七〇所収)。丸山(同上④)の推定する如く、近江の山門領荘園においても嘉吉期に一斉に検注が行なわれた公算が高い。これも、支配体制の再編成として、「郷」の把握強化が企てられたと考えることに不自然はなからう。

④ 「学頭代下知状」(今堀文書「三三〇号」)。

④ 仲村同上④論文。なお、供僧給名がこうした新開地のみから成っていたのではないことは、宝徳三(翌)年「学頭代定舞等連翌売券」(今堀文書「五一九号」)の「柿木名」などに明らかである。従って新開耕地の供僧名編入は、山門の収奪強化の一環として位置付けられよう。これに対して今堀惣は、新開による免除地を積極的に神田に取り込もうとしており、丸山が明らかにしたように(同上④論文)、文安四(翌)年に新開として免除された三反半(今堀文書「二四号」)が、享徳二(翌)年には「神田御免」として現われている(今堀文書「三三〇号」)。このように新開田から生ずる余剰をめぐって、山門と対抗することが、今堀惣に課せられた重要な任務であった。

④ 「得珍保名主等目安案」(今堀文書「六〇二号」)。

④ 今堀において、年貢諸役一切の地下請が成立していたかは詳かでないが、仲村は座公事の内容に領主への年貢が含まれていたと見ている(同上④論文)。

④ 同じ時期の高野山領官省符荘の検注においても村切りが行なわれている。熱田公「室町時代の高野山領荘園について」『ヒストリア』二四号、一九六〇所収、参照。

④ たとえば天正十三(翌)年にはすでに「蛇溝衆出作分」の未進年貢を蛇溝惣が今堀惣に借用している(「蛇溝衆請状案」今堀文書「二五六号」)。

④ 「今堀村百姓起請文前書」(今堀文書「四六二号」)。

三 今堀郷の集落と耕地

① 今堀の集落形態

「今堀日吉神社文書」は今堀の集落や宅地について余り多くを語っておらず、中世後期における今堀の集落形態を復原することは不可能に近い。それでも延徳元（一四八九）年の「今堀地下挖書」^①の末条「一、堀ヨリ東ヲハ屋敷ニスヘカラス者也」は、従来より今堀集落の在り方を示すものとして注目されてきた。^②即ち環濠集落であった可能性である。惣結合と環濠集落の形成が決して無関係でないことは周知の通りであり、その限りにおいて今堀が環濠集落であったとする永原慶二・橋本玲子らの推定は魅力的である。しかしそれらの推定は、いまだ何らの実証的裏付けをも有していない。ここでは地籍図や近世絵図を援用して、今堀の集落形態を具体的に検討したい。

今堀には明治六（一八七三年）の年号をもつ地籍図「地券取調今堀惣絵図」^③（以下「地券絵図」と略す）が残されており、近世最末期の今堀の景観をうかがうのに重宝である。このうち今堀の平地部分を図化したのが図3である。これによれば当時の今堀集落は御代参街道（伊勢道）^④と柴原道を二本の軸として発達しているが、全体で一つのコンパクトな集村をなさず、次の三つの部

分から成っていることが明らかである。(イ)御代参街道沿いの路村部、(ロ)神社の西及び南に連なる中央部、(ハ)神社の東に独立したまとまりをなす小村部。この三つのまとまりは近世以降の村組に対応し、(イ)茶屋出、(ロ)中出、(ハ)東出と呼ばれている。こうした状況であるから、今堀集落は大和地方に典型的な環濠集落とはかなり趣を異にしており、同じイメージで語ることはできない。

なお当時の個々の宅地積を見ておけば、表2の通り、全六十五筆の約三分の二の四十二筆が五畝以下、とくに二畝台、三畝台が多くなっている。このうち一反以上の広い宅地六筆が目をつくが、そのうちの上位三筆は近世における百姓身分の代官の屋敷地^⑤であり、いずれも柴原道沿い北側にほぼ等間隔に並んでいる。

それではこうした近世最末期の集落形態は果たして中世後期まで遡るものであるうか。この検討に先立って、先ず近世元禄期のそれを媒介項として取上げておこう。幸い今堀及び周辺諸村

表2 明治初年今堀村の宅地数

	(畝) 0~	1~	2~	3~	4~	5~	6~	7~	8~	9~	10~	計
東出				2	1	2	1	2				8
中出		2	8	7	1	4	1	1			3	28
茶屋出	1	3	6	6	5	2		3			3	29
計	1	5	14	15	7	8	2	6	0	1	6	65

図3 明治初年における今堀村の景観

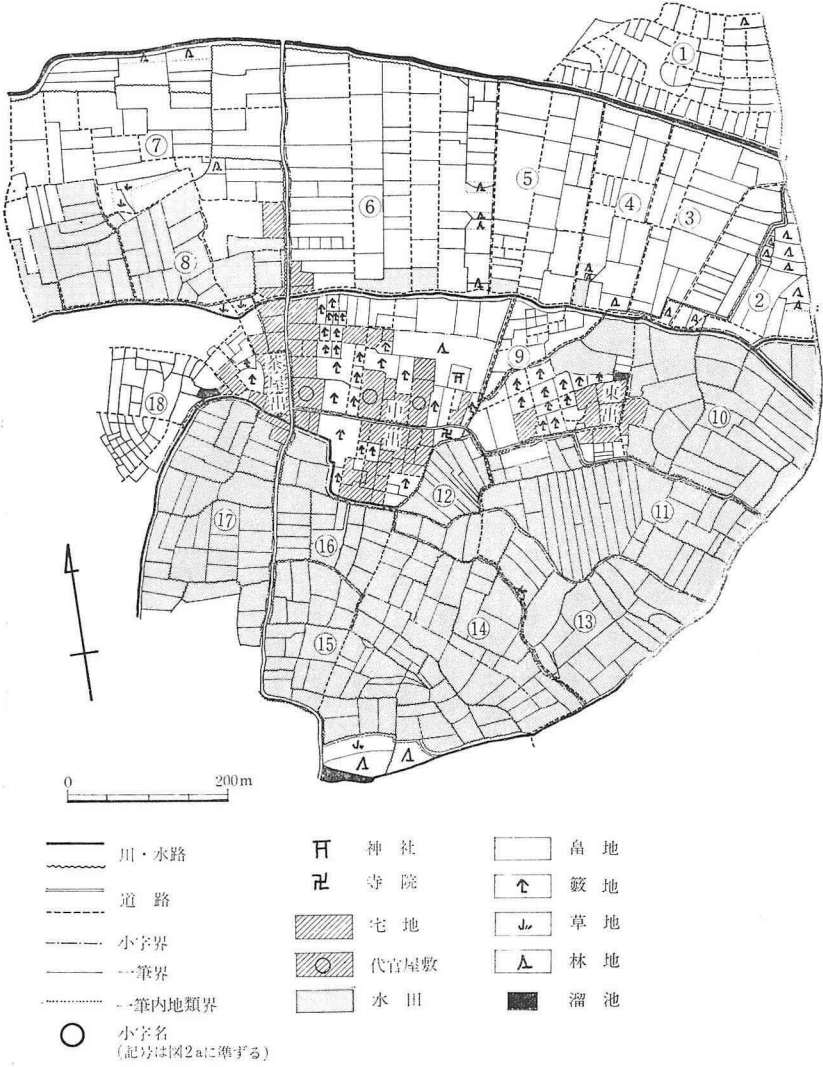


図4 元禄期における今堀村周辺



には元禄八（一六九五）年「布施村保内十三ヶ村庄屋年寄連判立会草場境界絵図」（以下「元禄絵図」と略す）が残されている。関係部分を図化して図4に掲げた。ここでは一筆毎の記載がなく、

集落部分が赤塗り（図のアミフェセ部分）で示されているに過ぎない。「地券絵図」と較べれば、この集落部分には宅地以外に藪や若干の畠地も含まれているようであり、ここでは集落部の外形を比較するに止めざるを得ない。そこでこれを「地券絵図」と比較すれば、最も重要な相違は茶屋出の部分にある。「元禄絵図」では、とりわけ街道の西側で路村的な列状形態が見られず、むしろ三角形に近いブロック状形態を呈している。現在茶屋出は街道に沿って一層北へ伸張しており「地券絵図」以降も発達したことが明らかである。聞取によれば、中出・東出から茶屋出へ村内移住するものも多かったと言う。これらを併せ考えれば、御代参街道に沿う路村はむしろ近世以降に発達したもので、当初茶屋出はブロック状の小集落Aが存在したのみではなかったかと推定されるのである。同様に東出Dは、元禄期には高井から分岐する水路が東南辺を画し、その外側へは決して宅地がはみ出していないのであり、やはりブロック状—それも形態を規定する外郭線を有した—の小集落をなしていることが知られよう。

（この文章は上記の文脈を補完し、図4の要素と表の内容をより詳細に説明する）

以上の検討を通じて、我々は、中世後期或いはその終結点である近世最初期の今堀集落が、道路・水路等によって周囲を囲繞された複数の小集落ブロックから構成されていたのではないかと、いう仮説に至る。そこで次に、この正否を史料に即して確認せねばならない。

先ず中世後期今堀郷内の小字地名から集落に起因或いは関連すると思われるものを抽出しよう。先ず「西屋敷」^⑩「西在家」^⑪「茶屋屋敷」^⑫はブロックAに比定される。嘉吉三(一四四三)年に売買が行なわれた「西在家南」の「畠田」は「限北河定」とあり、Aが既に南を南高井川に画されていたことが知られる。次に「東在家」^⑬「東ノ里」^⑭「東村(ムラ)」^⑮はDに比定される。売券寄進状類ではDの南に位置する「菜島」が多く登場する他、天文十二(一五四三)年には「東ムラ」の屋敷一所が売買されており、「北ルイ地ホリ」とあって、Dブロックの北部にも「ホリ」の所在を確認しうる。^⑯

「垣内」のつく地名は「南垣内」^⑰「大垣内」^⑱「中垣内」^⑲の三つが存した。このうちの「南垣内」は用例が少なく決め手に欠けるものの、ブロックCに比定して大過なからう。神社前に位置し、三畝前後の宅地が整然と並らぶこのCブロックは、今堀集落の中核部と考えられ、やはり、北を柴原道に、南を大きく南高井川に截然

と画されている。これに対し「大垣内」^⑲「中垣内」はそれぞれ字畵の下字夕明に比定される。ともに「垣内」の名に相応しい外形を呈しているが、前者は水田化地区、後者は後述する「菜島」地区であり、史料上宅地の存在は確認できない。

以上、中世後期の小字名からA・C・Dの三ブロックが当時の集落部分であったことを確認しえた。それでは残るBブロックはいかなる景観を呈していたのであろうか。

Bブロックは、東端に神社が位置すること、近世に代官屋敷三戸が設けられたこと等でユニークな性格を有している。神社に付接してかなり広い「惣ノ森」が存したことは確実であるが、十五世紀後半には「惣ノ森」に囲まれた屋敷が二件存した(表3 a・b)。うちaは程なく畠地

表3 Bブロックに確認される屋敷

	年代	字名	地目	地積	東	西	南	北	売却・寄進主	買得・寄進主	文番号
a	1477. 11. 4	里北	屋敷	10畝	惣ノ森	類地	惣ノ森	道	正 珍	兵衛三郎	509
	1482. 12. 29	〃	畠	〃	〃	〃	〃	〃	兵衛三郎	真 乘 坊	493
b	1482. 11. 3	北	森	1反	惣ノ森	惣ノ森	中庵ノ屋敷	惣ノ森	元 超	今堀村人	562
c	1386. 3. 6	道祖神後	屋敷	大80分	弥次郎地	伊勢大道	大 道	七郎太郎左近三郎	左近三郎	十禅師社	403

化・「菜畠」化しており、その時点で廃されたことは明らかであるが、いずれにせよ「惣ノ森」内部にこうした屋敷や「菜畠」が点在したことは疑えない。聞取によれば「惣ノ森」内部には、かつて井戸跡や厩舎跡が存したそうで、宅地がいつかの時期には営まれていた可能性がある。ブロック北西部には細分化された敷地がある（図3参照）が、これなどは「菜畠」が荒廃した跡と考えられる。また、ブロック西南角付近にも十四世紀末に屋敷が確認される（表3c）。しかし、この地筆は、応永二十三（四一六）年「今堀惣神田納帳」の「大四升 本左近三郎屋敷今森成了」に相当すると考えられ、西大道早く十五世紀には荒廃している。

これらの例から推測すれば、Bブロックにはかなり広大な「惣ノ森」が広がっており、内部に若干の屋敷や「菜畠」が営まれた形跡はあるが、いずれも早く廃された可能性が高く、従ってA・C・Dの如きブロック状小集落は形成されていなかったと考えられる。「地券絵図」に見られる代官屋敷などの屋敷は、いずれも近世以降の再開発によるものと理解したい。

以上の検討によって我々は、中世後期の今堀集落が三つのブロック状小集落即ち西在家（A）、南垣内（C）、東村（D）から成っていたと推定した。上述したように、全体で一つの塊村をなしていないことは大きな特色であるが、逆に各ブロックはコンパ

クトに屋敷が配置されていたと考えてよく、ここには或る集落プランの存在がうかがわれる。

そこで注目されるのは、三ブロックがいずれもその形態を規制する外郭として南高井川に接していることである。高井の分流路であるこの水路の、逆S字形の奇妙な走行は、もとより人工的に設定されたものであり、決して無意味ではあり得ない。結論的に言えば、この川は濁水期に滞水路として用いられていたものであろう。^⑤ 田方の余水しか与えられないこの川は、平常は流水のない「井路川」であった。その川からより多くの用水を確保するため、流水のない折には、ここに水をとどめる工夫がなされたのであり、そのため蛇溝へ水を送るまでの間に、できる限り流路長を長くする必要があったのである。三ブロックは南高井川以外にも多く水路で画されていたが、^⑥ これらも同様の滞水路であった可能性が高い。この意味で、今堀は、用水機能をもつ「濠」を外郭とする三つの環濠、小集落から成っていたとも称しうるのである。

「堀ヨリ東……」の「堀」が南高井川その他の環濠を指すものとすれば、以上のような集落形態を形成し維持する主体として、惣の共同体制制を考えねばならない。たとえ掟の禁ずる意味が当たっても、^⑦ こうした集落形態は「自然発生的」とは程遠いものであり、一種の集落プランと称せよう。三小集落の機能が個別には

確認されず、むしろ全体としての統合が強固であったことは、これを裏付けるものである。

◎ 屋敷と粟島の土地利用分化

それでは、こうした集落プランの形成がいつのことであり、その背景にいかなる事情がひそんでいるのだろうか。

もとより、集住の利便は物結合に欠かせぬ条件である。仲村研が指摘するように、^②文安五（一四四八）年の拵「一、奇合ふれ二度仁不出人者、五十文可為答者也」には、当時、惣構成員が神社の触れ太鼓を直ちに聞きとどけうる範囲に居住しているという前提がひそんでいる。こうした事情から集落が神社を核として集中することは当然であるが、これを以て、上述の集落プランを説明することはできない。そこで、先ず今堀惣有屋敷について検討しよう。

今堀惣が惣有耕地とあわせて惣有屋敷を所有していたことは、多くの惣有田帳簿に明らかである。上述の延徳提書には「一、惣ヨリ屋敷請候て村人ニテ無物不可置候事」とあり、請人は惣構成員に限定されていた。従って惣有屋敷はすべて郷内即ち今堀集落内に位置していたと考えられる。今、それらの屋敷の筆数を惣有田帳簿から拾えば表4の通り。惣結合の当初たる至徳・応永期より既に存した惣有屋敷は、十五世紀前半より急速に筆数の増加を

表4 今堀惣有田畑中の屋敷筆数

帳簿名	大以上	大々小	小以下	総計
至徳元（一三八四）年 「今堀神皇坪付」	5	—	—	5
応永三三（四一六）年 「今堀惣神田納帳」	4	—	—	4
寛正一一（一四六一）年 「今堀神田納日記」	—	—	6	6
永正七（五一〇）年 「今堀十禪師田畑年貢目録帳」	3	—	7	16
永禄九（一五六六）年 「今堀十禪師田畑年貢目録帳」	1	—	1	9

（なお、以下同様の表においては、帳簿名を略し、「至徳坪付」「応永納帳」「寛正納帳」「永正目録」「永禄目録」と称する）

始め、十六世紀初頭の永正期には十六件のピークをなす。しかも注目されるのは、寛正以後に増加した屋敷の地積が、確認できる限りにおいて、いずれも著しく狭小であるということである。即ち、至徳・応永期にはいずれの屋敷地も三分の二反（大）程度の広さを有するのに対し、寛正期にはすべてが三分の一反（小）或いはそれ以下となっており、永正期でも九十分・四十分といった狭小な屋敷が増加しているのである。事例が余りに少なく、即断は許されないが、以上から、十五世紀前半より今堀集落に狭小な屋敷地が増加したという傾向を読みとれないであろうか。

一方、この動きに併行して、惣有田畠中にもう一つの注目すべき傾向が顕われる。「菜畠」の急増がそれである。今、惣有屋敷と同様に、五通の惣有田帳簿から菜畠の数をかぞえあげれば表5の通りとなる。至徳期から寛正期にかけては三倍強、永正期にかけては十倍強という、菜畠の十五世紀以降の急激な膨張は、まさに惣有屋敷の増化・狭小化と歩調を同じくしていると言えよう。

この菜畠の性格については既に仲村が論じた^④。その要点をここでまとめれば、次の三点となろう。

- (一) 「菜地」「ナウ」とも呼ばれ、独自の「畔^{せき}」という単位で数えられる自家用菜園的畠地である。
 - (二) その分米は他の畠地に比して高く、水利・土壌などの条件が良好であった。
 - (三) 分布は集落に近接しており、元来屋敷地に付属する園地の系譜をひいている。荘園制下では「在家」として、農民・屋敷を一括されて領主に把握される存在であった。
- これらの理解に対しては大むね筆者も賛同したい。しかし、ここでもやはり菜畠の具体的な存在形態について明らかにされていないのであり、検討の余地が残されている。
- 右の三点によって、菜畠が、一般に屋敷畑と呼ばれるような、屋敷に付随する畠を指すものであることは明らかであろう。しか

表5 今堀惣有田中の菜畠増加

計	不在明地	八日市	蛇溝	燈呂田	新合八 新子原門 菜畠	茶ヤ屋敷	宮前河南	東在家	宮森東	庵ノ後	中垣内	射場	セキめ	ホコラ	帳簿				所在地比定	
															坪付	納帳	納帳	目録		
7	2												5		至徳					
11								4	2				5		応永					
22.5	9.5		3			1	1		1			5	2		寛正					
73.5	15	18	3	3	1	2	1	2	5		1	1	4	6	9.5	2				
72.5	35.5	18	1				3					8	3	1	1					
			金屋	蛇溝		不 明	西 畑	茶 屋 出	籤ノ 下	東 出 前		夕 明								

(単位 畔)

し、それだけが菜畠の存在形態ではない。保内周辺においては、^④一筆一畝前後の狭小な畠地が団地化した一画をも「ナウ」と呼んでいる。用水事情の改善や耕地整理に伴って水田化された所もあるが、かつては各村に一ヶ敷所の「ナウ」が存在したという。その位置は集落近在に限らず、各村毎に適地が選ばれており、概してその一画は地盤が高く、洪水時でもここだけは冠水しなかったと言う。この「ナウ」のような畠地区には、保内に限らず、畿内の農村で度々遭遇するが、これもやはり菜畠の一存在形態である。

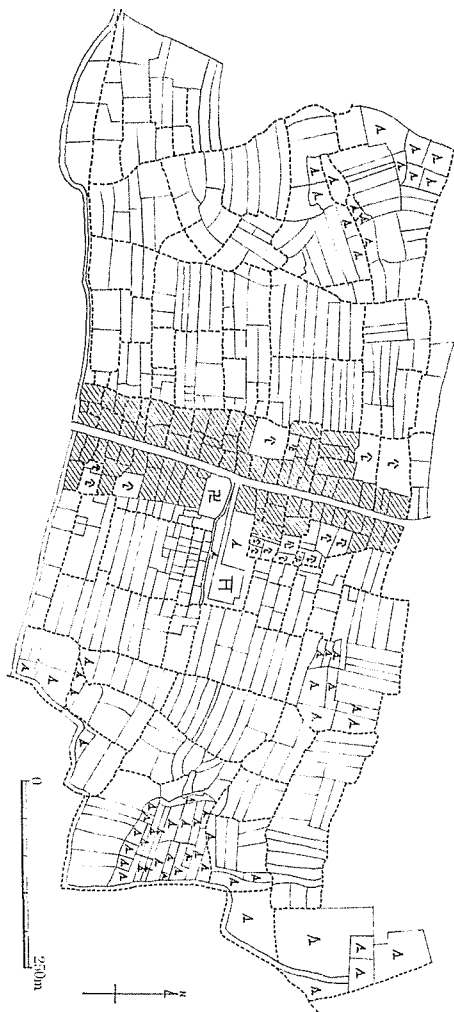


図5 明治初年における今在家村の景観（記号は図3に準ずる）

り、むしろ保内周辺ではこれがより一般的な存在であったと言えるよう。

一例として今堀の北に接する今在家の「ナウ」を示す。図5はやはり明治六年の「地券取調総絵図今在家村」^⑤を図化したものである。ここで「ナウ」は、神社のすぐ南、鎮守森に接する東西に長い一画を占めており、整然と細分化された畠地が集中しているところ、今在家には四冊の近世初期検地帳が^⑥残されているが、そのうち天正十二（一五八四）年の検地帳には菜畠が地目の一つに

採用されている。ここで、今在家村の全菜島は一町五反弱、うち約三分の二に相当する九反余が字宮ノ前に集中していた。その記載は、

「宮ノ前内野島六反菜島九反一畝十五分
菜島 一町五反一畝十五分 拾五石二升二合 惣請」

と一括され、六反の野島と普通島が混在しながらも、九反の菜島が集中していたことを示している。「宮ノ前」という位置関係からしても、この九反余が右の「ナウ」に相当することは、もはや疑いをさめない。従って、今在家においては、神社の南の菜島区は、すでに中世最末期には形成されており、形態的にも明治初年のそれとほとんど異なることが明らかであろう。しかも、ここで菜島区全体が「惣請」即ち惣有島であったことも見逃せない。今在家では林地はほとんどが惣有であったが、菜島もそれに準ずる性格を備えていたと言えよう。

さて、以上を踏まえて、話を今堀に戻そう。中世後期に菜島が存した地名は表5の通りで、いずれも現在の字名に比定してある。これによれば、今堀郷内で菜島が複数存在したのは、字夕明・東出前・字西畑の三ヶ所であり、いずれも「地券絵図」で「ナウ」が確認される地区である。

このうち、夕明地区は永正期に二十一畔半もの菜島が惣有になっており、「畔」がいかなる単位かは不明ながら、惣有の比率は

高かったものと思われる。今在家同様に、神社に近接していることも注目される。永正十七（一五二〇）年の掟には、惣ノ森の用益規定に続いて、「一、菜地島ニテソキ草・ヨセ土者停止了」とあり、菜島が惣ノ森と同様に、惣の進止権の強固な地所であったことを示している。これは菜島が集中団地化しており、そのために、惣構成員間で紛争が絶えなかった事にもよるであろうが、さらに、これら菜島が惣の手によって造成された可能性を見逃すわけにはゆかない。応永納帳（一四一六）には、「一段 菜成惣」という記載が見られるが、これは、宮東の一反の島地（しかも免田系の惣有島である可能性が濃い）を、惣が宛行せずに、菜島造成したものと解釈され、位置から夕明地区に比定できよう。永正目録（一一五〇）における夕明地区の菜島とその貢納額は表6に示した通りだが、ここには一畔六合という貢納率に従っているものが少なくないことに注目される。この貢納率は、加地子負担

表6 永正7(1510)年における夕明地区の惣有菜島の貢納額

字名	畔数	貢納額
夕明	1畔	6合
	3 <small>ク</small>	1升8合
	1 <small>ク</small>	6合
	1 <small>ク</small>	6合
	2 <small>ク</small>	1升2合
	1.5 <small>ク</small>	5升
ホコラ	2 <small>ク</small>	1斗5升
射場	2 <small>ク</small>	1斗2升
	1 <small>ク</small>	5升
	1 <small>ク</small>	1升4合
	1 <small>ク</small>	80文
	1 <small>ク</small>	6合
中垣内	2 <small>ク</small>	2斗4升
	2 <small>ク</small>	2斗

（印は1畔-6合の貢納率に合うもの）

が本来的な菜畠^④にあっては著しく低廉であり、かつての免田系惣有畠を菜畠化したものと考えなければ、理解できないように思われる。

新蒔菜地は、地名からして、いかにも新開の菜畠地区らしいが、これは十六世紀初頭に突如その名を見せ始める。従って当地区の菜畠造成は、十五世紀後半と見られ、それ以前は今堀・蛇溝両郷間に横たわる藪地であった公算が高い。时期的にも嘉吉檢注後であり、両郷の郷域秩序が画定してから開発を見たらしいという点で、ここにも集団としての惣の影を見出せよう。

いずれにせよ、こうした菜畠の団地化は、一種の土地利用パターンとして、屋敷のブロック内集中化と軌を一にするものと言えよう。そして、両者がともに、一定の惣によるイニシアティブの下で形成・再編成されたと推定されることは重要である。すなわち元来「在家」として統一的に把握されていた屋敷とそれに付属する畠地が、各々別個の地目として独立を遂げ、それぞれが一定の領域に集中団地化してゆく、という現象は、一種の土地利用分画計画に基づくものと評価され、その主体として惣を位置付けねばならないのである。本節の冒頭で指摘しておいた屋敷狭小化の傾向も、右のような理解に立てば、必然的な動きであり、狭小化したのは、かつて屋敷に付属していた畠地の広さということにな

らう。さらに、集落部Bブロックの藪地内に存した屋敷跡を、屋敷と菜畠が分離される以前の「在家」的屋敷の荒廃した跡と見ることも決して不合理ではないだろう。

このように菜畠が独立した地位を占めるに至った背景には、当時の畠作農業の相対的な地位上昇―商品作物の導入を契機とする、畠地の有効集約的利用―が挙げられよう。ただ今堀においては、菜畠に何が栽培されていたのかも明らかでないゆえ、これ以上の論及はさし控えたい。

③ 水田化の進展

こうした集落・菜畠プランの存在は、拡大して、今堀郷全域にわたる土地利用プランの存在を暗示している。再び「地券絵図」(図3)に眼をやれば、明治初年における今堀村域の土地利用は、一定の秩序に従って整然と配置されていることに気付く。即ち南北高井川によって郷域を三つの区域に分ち、北に畠地、南に水田、その中間に集落・菜畠が各々分化して立地しているのである。「元禄絵図」(図4)においても用水路の走行は「地券絵図」と大差なく、水田分布に基本的な違いがなかったことを示している。大岡検地時における今堀村内の耕地はおよそ五十町余り、そのうち半分強の二十六町が水田であった。^⑤この田畠比率は「地券絵図」にはほぼ均しく、今堀郷内の水田化は中世末に一応の終結を見てい

たものと見られる。^④

水田化に際して、惣が果たした役割は大きい。それは先ず用水確保の主体として、十五世紀中葉より機能し始める。元来、独自の用水源に欠け、田方の余水を請けてようやく水田化に到達した今堀であり、限られた用水を最も効率よく利用して水田化を促進し、さらにはそうして獲得された余剰を、領主との対抗において、より厚く在地に蓄積してゆくことが、惣に課せられた重要な課題であった。一方で水田化が促進されている間に、用水路で囲まれた夕明地区は菜島が造成されている。このことからしても、惣が意図した水田化が専ら高井筋以南に集中していたと考えてさしつかえないであろう。

荒野↓島↓畠田↓水田という開発のプロセスについては丸山^⑤が、また惣による水利施設の整備については仲村^⑥がそれぞれ論じており、今堀郷の水田化についてもようやくその様相が明らかにされてきた。そこで、ここでは、水田が郷内をいかなる順序で拡大していったかをたどるにとどめたい。

さて図4に示したように、近世今堀村付近の水利系統は、横道川掛りと南高井川掛りに二大別されるが、とりわけ前者にかかわるウェイトが高く、横道川に入る水量が今堀の死活問題とさえ言われた。ただ、この横道川は自然流路とはみなしがたく、かと言っ

て人工的開鑿を裏付ける史料も見当たらない。

今、売券寄進状類に水田の所在が確認される字名を初出年代順に並らべると表7を得る。十四世紀末に既に確認される「木戸ヶ口」は、図2のように高井の郷内への入り口に比定される。付近が郷内で水田化に最も適し、実際最も早かった地区であることは

表7 売券寄進状における今堀郷付近の水田の初出年代と所在地

初出年代	所在地	文書番号
一三七二	*保内高ヶ谷	417
九五	今堀郷内字木戸ヶ口	616
一四〇二	*つく田	515
〇三	大垣内 (横)道ハタ	477
〇九	*保内字黒丸	560
一三		557
二一	今堀郷内字小谷	414
四三	*西在家南	561
七〇	東南	512
七三	東在家前	538
八〇	*小竹原	504
八八	大將軍面	443
一五一一	長田	487
二〇	松原	447
二五	保内字蛇溝後	496

(*は「畠田」)

間違いない。次いで、ほぼ同時期の十五世紀初頭に、「つく田」「大垣内」に水田が確認される。「つく田」はその名からして、初期に水田化がなされ、以後も水田化の核となったものと思われるが、神田納帳類を分析すれば、当時「佃」「カンチャウ」「長田」「フンテ」の

四字名が混同して用いられており、筆者は「佃」を今日の字長田に含められた長地型地割の一面に比定したい。^⑧この一面を涵養する水源は柴原道沿いの用水路であり、明治の地租改正時にも、この水路の両側には一等地に評価された水田が多かった。^⑨長地型地割は「大垣内」にも見られるが、この地区は南高井川掛りであり、集落の環濠がこれらの地区の水田を安定させるために用いられたであろうことは上述の通りである。このように、今堀郷の水田化の初期段階においては、いまだ横道川系統が確立しておらず、せいぜい「佃」地区の灌漑に利された程度であったと考えられ、高井流域が同時に水田化を見ているのである。

また、これらの地区に先行して「高ヶ谷」や、少し遅れて「黒丸」(図1参照)など、布引山地に刻まれた浅い谷に水田化が確認される。いずれも谷の上手に溜池を築造して水田化を企てたものであり、中世水田の典型とされる「迫田」に類似して、開発の比較的容易な地形であったと考えられる。なお両地区はともに入会林中に開発されたものであり、郷の秩序に欠けており、強い所属関係もなかったと思われる。

山麓部は「山ノクボ」^⑩と呼ばれていたように、浅い谷をなし、山麓線沿いに流水も存したが、柴原郷と一連の地区である字「小谷」も水田化の条件に恵まれていた。十四世紀中葉に「柴原郷内

西流」^⑪と表記される水田は、「至徳坪付」中に「山神クホ」と登録される神田と考えられ、^⑫のちの今堀郷内に含まれるものであった。嘉吉検注でも最終日に検注されており、この小谷地区の水田化も古いものであった。それだけに惣の関心も強く、享徳三(一四五三)年には「鹿々垣」建設^⑬、長祿四(一四六〇)年には小溜池が建設されるなど、惣による生産条件の安定化が最初に計られている。

農業神たる野神は開発拠点のように考えられがちであるが、この付近(現在の字佃・四ツ池地区)は水田化に遅れた地区であった。十六世紀以降「野神」に位置した惣有島は、多く「新開」の増徴を見ており、当時ようやく水田の造成・安定化が緒につながると見られる。これには横道川の用水が柴原道以南へも届くようになったことが前提されている。高井から取水するだけでは横道川の水量は充分でなく、さらに「市原井」^⑭からも取水して補充に努められた。天文二十(一五五一)年に設けられた「東ノ河田のとひ」^⑮はその取水口とも考えられるし、また四年後の天文二十四の年号をもつ「市原井水入免」^⑯も残っており、惣から上流へ取水使節を派遣したことが知られる。

十五世紀半ばに端を発する今堀・蛇溝の水論^⑰は、惣が水利確保の主体として機能していたことを示すものであるが、十六世紀中

葉に再び活発化している。紛争は「蛇溝野神田」(図4参照)の水
路を今堀側が「道作」と称して埋めたことに始まっている^④。この
地区は今堀宇西落に連続し、水掛り上も横道川系統に属していた。
従って紛争は郷境の實在を示すものであり、のちの村境を意識せ
ずに理解することはできない。なお、この伊勢道を北上する用水
路は、西落地区の他、十六世紀前半に水田が確認される「松原」・
「蛇溝後」地区(ともに今日の字後田)まで引水された可能性がある。
以上、郷内南半の水田化が、先づ集落東部と山麓部に始まり、
次第に横道川が整備されるに従って中央部野神付近に及んでいっ
た様相を素描してきた。そして近世以降に最も重要な用水路とし
て機能する横道川がようやく充実した時点、即ち近世今堀村の用
水系統が確立した時点は、まさしく太閤検地の前夜であった。

- ① 「今堀文書」三六三三号。
- ② 最も古くは、牧野信之助の言及があり、「その堀が一部落の区画―
非常の場合の防壁線であったように考へられる。」としている(中世
末期における村落結合)、『武家時代社会の研究』一九二四所収)。
- ③ 『下剋上の時代』(中央公論社『日本の歴史』一九六五、一一八―
一七二)。
- ④ 「近世村落の研究」、古島敏雄編『日本経済史大系、近世上』一九六
五、所収。
- ⑤ 湖東地方に広く残存するこの類の地籍全図については谷岡武雄の紹
介がある(『平野の開発』一九六四、一一三―一三六頁)。今堀村の場合、
八日市市役所に一部、今堀区長持廻文書中に二部存するが、前者と後

者とは同一の日付を有し乍らも、内容に若干の異同が認められる。こ
こではより古い姿を描いていると考えられる持廻文書本に拠った。
⑥ 八日市から日野を経由して伊勢へ通じる街道。保内商業にとつては
八風街道とやらんで重要な交通路であった。

- ⑦ 今堀で御代参街道から分岐し、田方諸郷を経て甲津畑へ至る道。
開取によれば、現地では「武家屋敷」と呼ばれていたと云う。
- ⑧ 当時相論となっていた、「野々引山」(布引山)・沖野等の入会地境
界相論の裁許に際して作成された絵図で、関係各村に同一の写本が配
布されたと思われる。筆者は、これを、「今堀文書」未整理分(現在
滋賀大学に委嘱保管)の他、蛇溝区長持廻文書、芝原共有文書、布施
共有文書中に確認している。なお相論関連文書も蛇溝区長持廻文書中
に多数残存している。
- ⑨ 高井筋以北に宅地が増加したのに伴い、この部分には「北茶屋出」
と呼ばれる村組が設けられた。時期は不明ながら、大正末頃と推測さ
れる。
- ⑩ 至徳元(三〇四年)「今堀郷神島坪付」(今堀文書「三一八号)など。
- ⑪ 嘉吉三(四四〇)年「介太郎島田売券」(今堀文書「五六一号)
- ⑫ 寛正二(四六〇)年「今堀神田納日記」(今堀文書「五九〇号C)
- ⑬ 同上⑫。この「島田」は今日の宇西落の北端に比定される。なお中
世後期の今堀郷内で、「河」と呼ばれるものは、ほとんどが高井川を
指しているものとして矛盾なく理解できる。
- ⑭ 嘉吉二(四三九)年「今堀刑部寄進状」(今堀文書「三二九号)など。
- ⑮ 明応九(一五〇〇)年「刑部太郎菜地売券」(今堀文書「五四号)
- ⑯ 大永二(一五二二)年「又太郎菜地売券」(今堀文書「五一八号)など。
- ⑰ 「永順等屋敷売券」(今堀文書「四七八号)。同年「東若衛門屋敷売
券」(同四七八号)、は前者の手証文である。
- ⑱ Dプロックの北東角に一畝余の小溜池があり(図3参照)、「ジョウウ

ガボリ」と呼ばれている。また、ブロックの北辺、「ジョウガボリ」↓南高井川の間上空堀が存在する事も現地踏査で確認している。「ホリ」は上のいづれかを指すものであろう。

⑳ 同上①など。

㉑ 康暦元(三三九)年「柴原善普田地売券」(今堀文書「五〇〇号」など。

㉒ 延徳三(兜)年「今堀福衛門二郎菜畠売券」(今堀文書「五四四号」など。

㉓ 「今堀文書」一五三九号・四七七号・五一一号・六一八号・四八九号・

二三四号の六通の通券をもつ大二十分の耕地は「大垣内宮前」に位置し、北に「蛇溝河」(或いは「今ほり川」)が流れていた。さらに同上②の九十歩の耕地は北を「かわ」、東を「大道」に限られていた。従って神社の前、南高井川の南、柴原道の西に一画を占める現在の字数ノ下は大垣内を比定するのが合理的であろう。

㉔ 「至徳坪付」(同上①)において、字セキめに存した四筆三反大の神畠は、いずれも免田即ち一反大柁六升の貢納率であった事から考えて

セキめ・大 (四一六)	寛正納帳 (四六)	永正目録 (五一〇)	永禄目録 (五六六)
セキめ・大 西又二郎・四升元邦・四升	ホコラコセ・大 四升	?	?
セキめ・大 東源内殿・四升東庵・四升	セキめ・大 四升	?	?
セキめ・一反小 左近四郎・八升	射場・一反小 岩福・八升	?	?
セキめ・一反 西又二郎・六升	射場・一反 左衛門三郎・六升 左衛門三良・六升	射場・一反	

(納帳名は表4に準ずる。各筆とも、小字名・地積・請負人・貢納高の順で記載。)

のちの四通の惣有田帳簿中で、上表の如く継承されたと考えられる。従ってセキめ||ホコラ||射場となる。さらに中垣内と射場は、ともに十五世紀後半に「茶園」の存在が確認できる(今堀文書「五四四号及び二三三号」)。当時、郷内に「茶園」が左程多かったと思われないので、中垣内と射場は同一、もしくは近在を指す地名であったと考えられる。夕明・ホコラ・中垣内・射場は、後述するように、「菜畠」が卓越する字名であり、今日の字夕明に比定することに矛盾をきたさない。

㉕ 後述するように「畔」は当時「菜畠」に個有の単位であった。従ってaで「屋敷十畔」とあるのも、当初より「菜畠」であった可能性がある。

㉖ この位置即ち御代参街道と柴原道の分岐点に道祖神が存したことは聞取で確認している。

㉗ 「今堀文書」五九〇号A。

㉘ 仲村研「中世における近江国得珍保今堀郷の農業」『農業経済研究』第四八巻四号、一九七七所収、にも指摘がある。

㉙ 「元禄絵図」(図4)中、水路は「水」と「井路川」とに書き分けられており、前者は通常の水域、後者は用水を送る水路で通常は水が涸れているものと解される。なお、「水」「井路川」の名称は「元禄絵図」自体には銘記されていないが、同様の記載形式になる享保二(三三)年「布施村西古保志塚村用水相論絵図」(八日市市布施共有文書)に拠っている。

㉚ 西在家には、東村同様、一畝余の小溜池が存する(図3参照)ほか、弘治元(五五)年に埋立てられ加地子徴取の対象となった惣有の「茶屋前堀り」十二間が存した(「加地子注文」,「今堀文書」二六五号)。

㉛ 捉に、とりわけ「東」と指定されたことを重視すれば、方角的に不明瞭な環濠に「堀」を比定することは不合理となる。捉の正しい解釈

については後考をまちたい。

- ③② 「今堀日吉神社の村庭」、『歴史公論』五、一九七六所収。
- ③③ 「今堀文書」三六九号、「条々定書」。
- ③④ 同上①。
- ③⑤ 同上②。
- ③⑥ 以下の記述は、芝原での開取に拠っている。
- ③⑦ 八日市市今崎区長持廻文書。
- ③⑧ いずれも八日市市今崎共有文書。四冊とは、天正十一(一五八三年、同十二年)ともに『大日本史料』に収録されている。・慶長三(一五八九年)の検地帳・名寄帳(ともに宮川滿編『太閤検地論、第三部』一九六三、に収録されている)である。
- ③⑨ その他三冊の検地帳には「菜島」記載は一切見られない。なお、こゝでも菜島の斗代は他の島地に比して最も高く、屋敷並みであった。
- ④⑩ 丸山幸彦「荘園村落における『物有田』について」『中世の権力と民衆』一九七〇、所収。
- ④⑪ 「条々定書」(今堀文書)三七二号。
- ④⑫ 「今堀惣神田納帳」(今堀文書)五九〇号△。
- ④⑬ 同上⑩。なお丸山の、大柵記載によって免田を識別する方法は適切とは云えないように思われるが、ここでは紙数の関係で、論及を控える。
- ④⑭ 「今堀十禅師田島年貢目録帳」(今堀文書)五人六号C)。
- ④⑮ 大半が免田であった「至徳坪付」においても、菜島はすべて加地子得分田であった(同上⑩参照)ことは、これを裏付けている。
- ④⑯ 初見は「永正目録」(同上⑩)である。
- ④⑰ 例えば、尾張平野の自然堤防帯に島畑が形成されるのも、十四世紀頃から云われる。金田章裕「条里制施行地における島畑景観の形成」『地理学評論』四九卷四号、一九七六所収、参照。

④⑱ 仲村研「近江国得珍保今堀郷の『惣』覚書」『社会科学』十一号、一九七〇所収。

④⑲ 近世以降は、とりわけ大規模な野井戸(二ツ池・四ツ池など)を開発して、用水補強に努めたが、新田はほとんど開かれなかった。同上参照のこと。

④⑳ 「近江国得珍保野方諸郷における農業生産のあり方」『赤松俊秀教授国史論集』一九七二、所収。

⑤① 同上②。

⑤② 「至徳坪付」における「かんちやう」「フンテ」の五筆の免田は、続く四帳で次表のように継承されたと考えられる。表の形式は同上②と同じである。

かんちやう・ 三百分	カン丁・三百分	かんちやう・ 三百分	勸頂・三百分
西又五郎・五升	左衛門三郎・ 五升	左衛門三郎・ 五升	左衛門三郎・ 五升
カンチャウ・ 一反	長田・一反	なか田・一反	長田・一反
円正坊・六升	東衛門二郎・ 六反	長泉庵・ 六升	刑部二郎左衛門尉 新開三百文 六升
フンテ・三百文	柴原与二郎・ 五升	道喜 左衛門太郎・ 五升	佃田・三百分 佃田・三百分 助・五升
フンテ・小	新兵衛・ 一升五分	佃田・九十分	?
藤三郎・二升	新左衛門・ 一升五分	新左衛門・ 一升五分	?
(三十分者薄分) 刑部太郎	佃田溝・三十分	?	?
	刑部二郎・五分		

フンテ・ 一反八十四分	フン田・ 一反九十四分	長田・ 一反九十四分	ヲカ田・ 一反九十四分
孫太郎・ ?	左衛門三郎・ 七升五合	刑部左衛門・ 七升五合	左衛門三郎・ 七升五合
フンテ・ 六十分	?	?	道久・ 一升五合
馬太郎・ ?	?	?	?

③ この根拠は次の三点である。①嘉吉検注A帳では、横道高井の交差点西南角から西南へ進み、四十六筆目で「一坪南」に移るが、「一坪」は水掛かりの一プロックを指している公算が高く、現在の字東浦に相当する。従って「一坪南」は現在の字長田となる。②A帳で佃面積は十二反半三十分、一分、長地型地割部分の面積は十四反八畝となり、近似する。③長田の名は古く応安元(二五〇年)「今堀文書」四八二号)に遡り得、長地型地割の形成がかなり古いことを暗示している。なお現在の字佃は、中世後期の「野神」に相当すると考えられる。

- ④ 今堀区長持廻文書。
- ⑤ 寛正二(一四二〇)年、「今堀神田納日記」(「今堀文書」五九〇号)など。
- ⑥ 貞和三(一五七〇)年「代鶴丸売券」(「今堀文書」四〇八号)。
- ⑦ 同上⑥の連券と思われる、永徳元(一三六六)年の「衛門二郎等売券」(「今堀文書」三九五号)によって、「西流」の耕地が、一反九十分の新田で、惣がこれを買得したと知る。
- ⑧ 「鹿々垣日記」(「今堀文書」二五九号)。
- ⑨ 「地下人連署請文」(「今堀文書」二六号)。
- ⑩ 市原井は、かつての蛇砂川であり、芝原側は、下手へ水をまわすための「まわし川」と呼んでいた。なお現蛇砂川は近世の或る時期(元禄絵図)以前)に尻無一丁二俣間でつけ替えられたもので、旧「佐々木道」のルートであろう。
- ⑪ 「神主道泉支証状案」(「今堀文書」四三号)「今堀衛門太郎支証状」

- (同四四号)。
- ⑫ 「今堀文書」未整理分。
- ⑬ 享徳二(一四八〇)年、「山門衆議下知状案」(「今堀文書」二七号)。
- ⑭ 弘治三(一五五三)年「二預若狭以下連署請文」(「今堀文書」二九号)、永禄元(一五六一)年「学頭代下知状」(同三九号)、同年「学頭代下知状」(同十号)など。

四 小 結

以上、中世後期得珍保今堀郷の土地利用について検討を加えてきた。その結果、われわれは、近世今堀村に見られる水田・畠地・屋敷などの明瞭な土地利用分化が十五世紀以降「今堀惣」のイニシアティブの下に形成・再編されてゆくこと、また太閤検地前夜には、一応その過程が終了していたことなどを推定し得た。過程は先ず、屋敷地からそれに付属する畠を分離する事から始まったと考えられ、その結果、夕明などの菜畠団地と、中出のようなコンパクトな集村景観が形成されたのであり、「集村化現象」の最終段階は、こうした土地利用分化の観点から解釈され得よう。土地利用分化によって、今堀郷という生活空間は、経済的に、一個の再生産单元としての実質的なまとまりを獲得するに至る。しかも、これらの政治的背景として、嘉吉検注における「郷」支配の確立或いはその一端としての「郷切り」が挙げられることは、

度々述べた通りである。今堀においても、生活空間の形式的確立・画定と、実質的なまとまりの強化は、相乗的に作用したのであり、不即不離の関係にあったと称せよう。

もとよりこの貧しい事例を一般化することはできない。今堀が「早熟」と評されるように、日本前近代社会の「地域差」は大きい。保内においても、柴原郷のごとく、集落を越えるレベル即ち「郷」レベルで共同体的関係がとりむすばれた村落も併存していたことは無視しえない。ただ今堀で「郷」が直ちに集落レベルに対応したのは、当保が古代的世界をほとんど有しておらず、古代

的遺制のない白紙状態で村落が営まれ得たという事情に拠る所が少なくないように思われる。

諸他の事例との比較、今堀の位置付け等々、残された課題は一層重要であろうが、いずれ他日を期す事にしたい。

① 菊池武雄『戦國大名の権力構造』『歴史学研究』一六六号、一九五三所収。以来、今堀は、「惣」の先進型に含められ、「平百姓の社会的独立性と経済的自立性に於いて一歩進んだ段階」と評されてきた。永原慶二も、今堀惣が「まさしく近世的な村落共同体の性格に近似」していると述べている（『荘園制支配と中世村落』『日本中世社会構造の研究』一九七三所収）。

（京都大学大学院生